

経 済 産 業 省

24 関エネ再設第 6815 号

平成 24 年 1 2 月 2 6 日

千葉大多喜町発電所 1 号合同会社

代表社員 片平 真樹 殿

経済産業大臣 枝野 幸男



再生可能エネルギー発電設備の認定について (通知)

平成 24 年 12 月 6 日付けで提出があった標記申請については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、通知する。

記

発電設備区分	A：太陽光発電設備（10kW以上）
設備名称	千葉大多喜町発電所 1 号
設備所在地	千葉県夷隅郡大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 298-1、298-2、298-3、299、300-1、300-2、300-3、305、307、391
発電事業者名	千葉大多喜町発電所 1 号合同会社
設備 I D	AA49040C12
発電出力	1987.2kW
認定日	平成 24 年 1 2 月 2 6 日
備考	運転開始後 1 ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出すること。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点ご留意下さい。